



今季号のご案内

- ★ 税務カレンダー
- ★ 税務 TOPIX
- ★ NEWSWAVE
- ★ 税金 Q&A
- ★ 事務所よりお知らせ



ごあいさつ

呉越同舟 (ごえつどうしゅう)

またもやテニスの世界四大メジャー大会全豪オープン、大坂なおみ選手がみごと優勝。日本人初 いや アジアでも初めてという超ビッグな快挙だ。試合後 惜しくも破れたペトラ・クビトワ選手のインタビュー、『彼女(大坂選手)は世界の頂点に居続けられるだけのものを持っている…』と。

一方勝った大坂選手は翌日の会見で『あきらめずにベストを尽くせばチャンスは必ずやってくる』とも。大坂選手のメインスポンサーは食品業界大手の日清食品だ。同社の創業物語りがNHK朝の連続ドラマ“まんぷく”で放映されている。“萬平さん”こと創業者の安藤百福(ももふく)氏は、明治43年台湾で生まれ、幼いうちに両親と別れ、

仕方なく繊維問屋を営む祖父母の元で育てられた。やがて成人し東洋メリヤスを設立し、事業規模を拡大したが失敗。その後信用組合の理事長を引き受けたもののうまくいかず退任。借金を完済し手許に残ったのはわずかなお金と小さな自宅だけ。百福氏の人生も半ばを過ぎ、世間では厳しい食料難が続く中、国はこれを克服するためにパン食を奨励。しかし氏はこれに疑問を持ち、日本の食文化である麺に着目。当時の厚生省にかけあったが、『麺は零細事業者が多く安定供給できない。そういうなら安藤さん、あんたがやったらどうですか?』と一言、この言葉で百福氏の事業家魂がスイッチオン。即席ラーメン作りの目標が定まった瞬間だったと振り返る。何度も失敗を繰り返し、麺を長期間にわたり腐らないようにする方法がどうしても見つからない。『もうダメだ…』と諦めかけたとき、妻が台所で天ぷらを揚げているのを見て、パッと閃いたそう。まもなく即席ラーメンは完成し、チキンラーメンは戦後最大のヒット商品となる。やがて海を渡



った即席ラーメンは海外でも大人気。たまたま旅行中に外国人がラーメンを紙コップに入れ、フォークを使って食べている姿を見て、「カップヌードル」を考案。またまた世間をあっという間に驚かせた。氏は晩年創業時を振り返り『明確な目標を定めた後は執念だ。ひらめきも執念から生まれる』と語っている。まさにカップ麺は百福氏の目標と執念が生み出した今世紀最高の傑作といっても過言ではあるまい。

今や世界中の人々に親しまれ愛されているカップ麺。日清食品は同業他社の類似品がカップ麺全体の品質低下につながることを憂え、呉越同舟とばかりにあえて特許を公開し、その製法まで公表したことで知られている。

税務カレンダー

2019年2月

- ◆ 固定資産税 第4期 (2月28日まで)

2019年3月

- ◆ 所得税の確定申告 (3月15日まで)
- ◆ 贈与税の確定申告 (3月15日まで)
- ◆ 個人事業者の消費税申告 (4月1日まで)

2019年4月

- ◆ 所得税確定申告の振替納税日 (22日)
- ◆ 個人消費税申告の振替納税日 (24日)

※ 確定申告期間中の税務署の日曜開庁日は、
2月24日と 3月3日です。

税務 TOPIX

丸源ビルオーナーに実刑判決

法人税額 10 億 6,000 万円を脱税したとして逮捕起訴されていた丸源ビルのオーナー川本源司（別名ネオン街の大物）被告に対し、昨年 11 月 20 日、東京地裁は懲役 4 年、罰金 2 億 4,000 万円の実刑判決を下した。被告はすでに 86 才と高齢であるにもかかわらず、裁判長は川本被告に対し「税法の基本原則を無視した、やりたい放題の重罪」と極めて厳しい口調で容赦なく断罪した。川本被告はこれを不服として控訴している。（次回以降続報）



個人版“事業承継税制”創設



個人事業主が次世代後継者に事業用の建物や設備などを相続や贈与によって引き継いでも、相続税や贈与税を大幅に軽減する納税猶予制度が今年度の税制改正で誕生した。

土地は 400 ㎡まで、建物は 800 ㎡までが対象。もちろん承継後も事業を継続することが条件。平成 31 年 1 月 1 日から 10 年間の措置として認められる時限立法。

住宅ローン控除・すまい給付金、大幅緩和

今年 10 月からの消費税 10%への増税に伴い、住宅の買い控えによる消費の落ち込みが危惧されている。そこで政府は、今年 10 月以降に住宅を取得した者については、これまでの控除期間を 10 年から 13 年に期間を延長するとともに、「すまい給付金」も 30 万円から 50 万円に給付額を引き上げる方針。

また、給付を受ける者の所得制限も 510 万円から 775 万円に緩和する。



NEWS WAVE

タイの山岳民族に人道支援

1 月 18 日から 23 日まで、タイ北部の山間部で暮らすカレン族の子供達を支援するため、所長らロータリークラブのメンバー 7 名がタイ奥地のオムコイ村を訪問。生活支援や学業支援物資をトラックに積み込み、麓から丸一日かけて村に到着。鉛筆やノート・ボールペンなどを直接子供達に手渡しました。

4 才から 12 才までおよそ 120 人ほどの子供達は家から通学できず、寄宿舎での共同生活を送る日々。電気・水道もない僻地でひっそりと暮らしているが、この日はたくさんの贈り物をもって大喜びの子供達。

オムコイ村には、まだ発熱装置もないため温水がなく、不衛生な生活で病気も多いことから、今回同時に太陽光温水器とシャワー設備を設置し、体や頭を洗えるよう衛生面の改善支援も行いました。



税金 Q&A

民事(家族)信託 新制度を上手に活用しよう!!

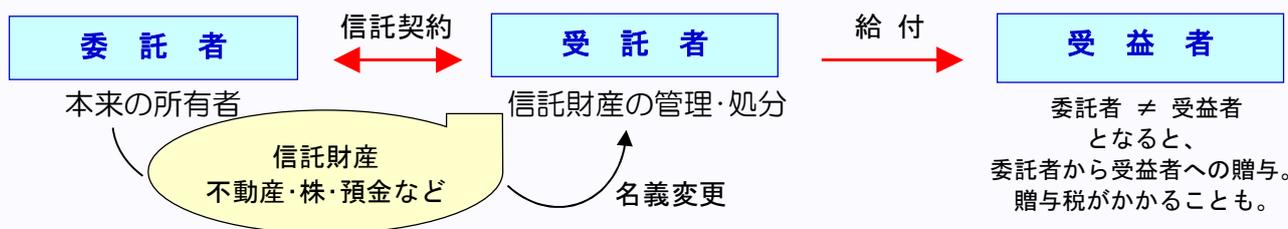
信託とは 信じて託すこと…

財産の所有者が信頼できる人に信託財産を託して、定めた目的に従って財産を管理・処分する方法。

最近、物忘れが多くなり、これからの生活に不安を感じるという声を聞きます。そこで最近話題の民事信託についてお話します。



税理士 八鍬幸江



では、贈与税がかからない方法を伝授します。

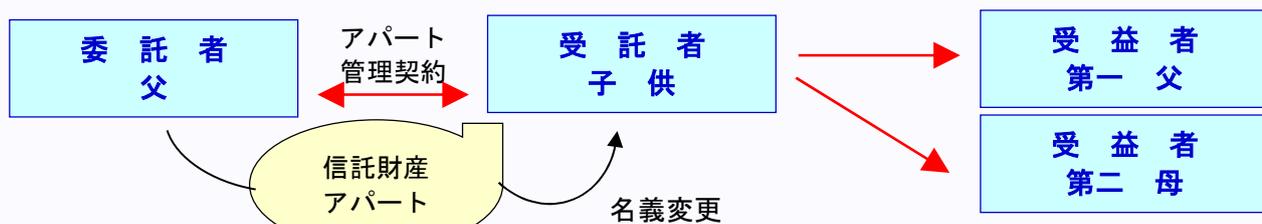
例1 認知症対策

一人住まいの母所有の自宅を子供を受託者として信託し、母が認知症になったら自宅を処分して老人ホームの入所やその後の生活費に充てることも。



例2 不動産管理

父所有の賃貸アパートを子供を受託者として信託、アパートの賃料収入は父が、父の亡き後は母が受け取る。母が亡くなったら信託を終了し、残った財産は子供が受け取ることも。



※ 父だけでなく母の生活も安心。
父亡き後、委託者≠受益者となり、母に相続税が発生するが、配偶者の税額軽減が受けられる。

父亡き後は、母が収益を受ける。
母が亡くなったら信託終了。
残余財産は子供に帰属

活用のポイント

- ① 信託契約時に子供へ不動産の名義を変えても 委託者=受益者なら課税関係は生じない。
- ② 不動産の名義変更には登記が必要なため、若干の手数料がかかる。
- ③ 信託契約による名義変更と分かるように全部事項証明書(謄本)に「信託目的等」が記載されます。
- ④ 委託財産の名義が受託者に変わり、その後の維持管理、収入管理も全て受託者が行うことになります。

問題は信頼できる受託者が身近にいるかどうかです。
委託者と受託者との信頼関係がなければ契約は成立しません。

魔がさして受託者が使い込み、委託者のその後の生活に支障が出るようでは意味がありません。

上記の例以外にも、さまざまな利用形態があります。詳しくは 当事務所担当者までご相談ください。

ヒートショックにご注意!!

ヒートショック... 耳にしたことがあるかもしれませんが…。

ヒートショックとは、血圧が大きく急上昇・急下降することでおこる健康被害のこと。ヒートショックを起こすと、脳の血管や心臓に負担がかかるため、心筋梗塞や脳梗塞、めまいによる転倒などを引き起こす恐れがあります。特に入浴時に起こりやすく、最悪の場合死に至るケースもあるから危険。



原因は・・・

暖かい所から寒い所へ移動するときなど、急激な温度変化によることが多い。

起こりやすい場所は・・・

主に浴室、脱衣所、キッチン、廊下など。

予防は・・・

- ☆ 浴室で入浴前にシャワーで浴室全体にお湯をかけたり、浴槽の蓋をあけたりして温めておく。
- ☆ 脱衣所も暖房器で暖めておく。
- ☆ キッチンも、朝一番、冷え込んでいるため暖房タイマーを起きる前にセットしておき、部屋を暖めておく。

まだまだ寒い日が続きます。
しっかりと対策を立て、安全で快適に過ごしましょう。



事務所よりお知らせ

確定申告 青色申告サポートパックのご案内

会計帳簿はいつも後回し。申告期限の直前に徹夜で頑張る。税務署が来たら不安。

そのようなことはありませんか？

当事務所では、申告期限ギリギリであわてることがないように普段からしっかりサポート、また、随時 試算表を作成することにより、節税対策を提案したり、銀行融資を受けやすくなった、などということも。

当所では、『青色申告サポートパック』をご用意。月々のお支払いも無理のない低料金設定です。この機会にぜひご検討ください。



ご相談は 八鍬会計 まで

税務会計や相続対策・事業承継・補助金申請など、お気軽にご相談ください。
また、新たに事業を始める方や税金・資金繰り等でお困りの方がいらっしゃいましたらご紹介ください。

編集後記

例年になく規模のインフルエンザの流行期となっています。外出後の手洗いや、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取など、感染予防に努めましょう。
いよいよ確定申告の時期となりました。昨年一年間の総決算です。くれぐれも間違いのない申告を心掛けましょう。

連絡先 税理士法人八鍬会計

TEL 048-769-9551

FAX 048-769-9550

tax-yakuwa@air.ocn.ne.jp

http://www.yakuwa.net

広報委員 八鍬 鈴木 黒須